

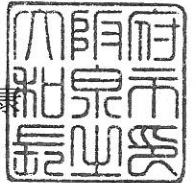
和泉市告示第 104号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

平成 30 年 4 月 20 日

和泉市長 辻 宏康



1 大規模小売店舗の所在地及び名称

(仮称)ジョーシン和泉中央複合店舗

2 大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定による公告をした日

平成 29 年 12 月 11 日（平成 29 年和泉市告示第 330 号）

3 意見の概要

- (1) 「駐車場の出入口の数、位置」に関し、2 車線の市道いぶき野 13 号線に面して設置する駐車場出入口を撤廃し、出入口の数を 3 箇所から 4 車線道路のみに面した 2 箇所とすること。
- (2) 車両出入口は、市道和泉中央線側の 1 箇所とすること。
- (3) 市道和泉中央線沿いを除く全周にグリーンベルトを設置し和泉中央地区の街並みに相応しい景観の維持を図ること。
- (4) 上新電機に対し〈JP in Forest〉をキャッチフレーズに発展願いたい。

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成 30 年 4 月 20 日から平成 30 年 5 月 20 日まで

(2) 縦覧の場所

和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市環境産業部商工労働室商工推進担当

大阪市住之江区南港北一丁目 14 番 16 号 大阪府咲洲庁舎 25 階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課